

○高橋ひでとし委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第22号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、判断保留の会派に判断できる状況にあるか確認いたします。

民主・市民連合。

○高橋紀博委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第22号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 陳情第22号に関しまして、自民党・市民会議としては、願意に沿い難いと判断いたします。

以下に理由を簡潔に述べます。

公共駐車場事業特別会計においては、消費税及び地方消費税を納付した場合、決算事項別明細書の公課費に含めて報告されています。また、令和4年度に発生した消費税等の修正申告については、報道等で報告された経緯があり、仮に、今後も同様の事案が生じた場合も、市は適切に対処されるものと考えられます。

したがって、願意に沿い難く不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 陳情第22号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについて、我が会派は不採択と判断いたします。

その理由を簡潔に述べます。

旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査、公表を求めることを陳情者は求められておりますが、要旨に記載されている、公共駐車場事業特別会計において過大還付が発生し、修正申告を行った事例も含め、既に公表されてきているため、願意に沿い難いと判断し、不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 陳情第22号、公明党として不採択と判断いたしました。

以下、その理由を簡潔に述べます。

公共駐車場事業特別会計において過大還付が発生し、修正申告が行われたことは事実としてありましたが、公表もしており、毎年度監査を行い、結果報告もしていることから、既に行われている

ため、評価できない内容であることから、願意に沿い難く、不採択と判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 日本共産党は、陳情第22号について、願意に沿い難いと判断しました。

以下、簡潔に理由を述べます。

旭川市の特別会計の収支及び納付状況については、毎年度の決算書及び決算に関わる書類において公表されており、既に透明性を確保されております。陳情事項にある、公共駐車場事業をはじめとする各特別会計の消費税等についても、地方自治法に基づき、監査委員による審査を経て、議会で認定を受けています。過去において、過大還付の発生において修正申告を行うなど、適切な対応を取っていることの証明でもあり、説明責任を果たしていると考えます。

以上のことから、採択すべきでないと判断します。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 陳情第22号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについて、旭川市民連合は不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に判断理由を述べます。

本陳情で指摘されている会計処理のミスについては、本来あってはならないものであり、再発防止に努めなければならない事案であります。しかしながら、常態的に生じていた、今後生じ得るミスではなく、特定収入と一般収入の繰入れ内容の違いによるものであること、また、消費税導入後初めての事象でもあり、既に公表及び職員の研修の受講等の対応がなされているところであるため、願意には沿い難いと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 私としましても不採択とするべきと考えております。

理由は、前にお話しされた方々とほぼ一緒でありまして、行政事務でなされておりまして、決算書に載っております。一度そういうこともありましたけれども、それから、やっぱり、しっかりとした決算をなされていると思いますので、不採択とするべきだと考えております。

○高橋ひでとし委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第22号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第22号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第23号、旭川市及び周辺地域における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況と対応方針についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、判断保留の会派に判断できる状況にあるか確認いたします。

民主・市民連合。

○高橋紀博委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第23号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 陳情第23号に関しまして、外国人の土地取得は、国家の安全保障に関わり、重要な問題であると認識していますが、当該陳情におきましては、自民党・市民会議としては願意に沿い難いと判断いたします。

以下に理由を簡潔に述べます。

憲法第29条第2項の法律事項において、財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律で定めると規定されています。旭川市におきましては、国土法の関係で、届出窓口を通常業務としていることから、外国人等の土地取得による把握に関しては、市の業務ではなく、これらは国及び北海道所管の業務のため、市が関与すべき事案に該当しません。よって、陳情事項にあります外国人、外国法人による土地取得の現状を調査し、公表することや、本市として、条例や制度の整備を検討する必要はないと考えますし、当該事案については国が行うべきで、市が積極的に関与することではないと考えます。

したがって、願意に沿い難く不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 陳情第23号に関しまして、不採択と判断いたします。

その理由を簡潔に述べさせていただきます。

陳情事項2における旭川市として必要な条例や制度の整備について、検討することは必要であるというふうに考えますが、この1における現状の調査、公表することについては、既に明らかにされているということから、願意に沿い難く、不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 陳情第23号に関して、公明党として不採択と判断いたしました。

以下、簡潔にその理由を述べます。

国土利用計画法に基づいて土地の権利移転の届出をしており、北海道が窓口であり、市町村はあくまで事務代行の立場であることから、土地取得の公表はできず、土地の売買については行政の関わるものではないこと、また、水資源の保全に関する条例も北海道にあることから、本市において規制できるものではないことから、願意に沿い難いと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 日本共産党は、陳情第23号については願意に沿い難いと判断いたしました。

簡潔にその理由を述べます。

農林水産省が2025年9月16日付で行ったプレスリリースでは、令和6年に外国法人などにより取得された森林面積は382ヘクタールであり、全国の私有林面積1千431万ヘクタールの0.003%で、平成18年からの累計は1万396ヘクタール、全国の私有林面積1千431万ヘクタールの0.07%であり、取得面積に大きな増加傾向は見られないこと、外国法人などが取

得した森林において、取水や地下水の採取を目的とした開発等の事例は、これまで報告されていないと発表されております。

水源を守る、農地を守る、森林を守るなど、日本人か外国人かにかかわらず、規制をかける必要があるのであれば、議論を経て実現すべき問題であり、外国人という属性によって土地取得だけを殊さらに問題視するような行為は、排外的な主張を強める可能性が高くなります。

よって、陳情第23号には反対で、採択すべきではないと判断をいたしました。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 陳情第23号、旭川市及び周辺地域における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況と対応方針について、旭川市民連合は、次の理由から不採択と判断いたしました。

まず、外国人であっても土地取得というのは自由になっております。その上で、外国人の大規模な土地の取得に関しては、把握することや公表することを国がもう考えているところであります。また、外国人や外国資本による森林取得状況は、北海道が2012年度から毎年調査、公表しております。また、北海道水資源の保全に関する条例に基づき、水資源保全地域内においては、土地取引の事前届出制度や、知事による助言等の仕組みが既に運用されております。森林や水源地は複数の市町村にまたがる広域的な自然環境であり、基礎自治体が個別に調査、対応するよりも、道や国が一元的に調査、監督するほうが合理的かつ実効性があると考えております。

陳情の中では、外国資本や外国人、外国法人という言葉が混在しておりますが、道の調査においても、外国資本については、居住地が海外にある外国法人または外国人と思われるもの並びに国内の外資系企業と思われるものとなっており、取得した方の実態や資金源を追跡し、外国資本かどうかを正確に判別、調査することは、基礎自治体レベルの権限や組織能力では極めて困難であると思われれます。

以上のことから、本陳情の願意には沿い難いと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 私としましても、不採択とするべきかなと思っております。

国や北海道のほうで、国土利用計画法だとか森林法だとか、北海道水資源保全に関する条例、それから重要土地等調査法などがあり、しっかりと管理されているものだと思います、不採択にするべきだと考えております。

○高橋ひでとし委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第23号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第23号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、地域振興、地方行財政並びに消防及び防災に関する事項についてを議題といたします。

(1) 使用料・手数料の見直し案について及び(2) 地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂

版)の策定についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○三宮行財政改革部長 使用料・手数料の見直し案につきまして、4月24日に最終案を決定いたしましたことから、関係部局を代表いたしまして行財政改革部から報告をさせていただきます。

総務常任委員会が所管する使用料、手数料につきましては、総合防災センターコミュニティーホール使用料や開発行為許可申請手数料等があり、関連する部局は、当部のほか、都市振興部、総務部、消防本部となります。

それでは、資料の使用料・手数料の見直し案の概要を御覧ください。

まず、1、全体概要になりますが、今回の見直しでは、使用料は111施設で1千491項目、手数料は1千73項目が対象となっております。使用料は90%、手数料は83%の項目が増額の改定となっております。

次に、2、新料金の適用日につきましては、令和8年10月1日からを原則とし、個別の状況を踏まえまして、ごみ処理手数料等は令和9年4月1日、冬季は開設しない屋外スポーツ施設に係る使用料は令和9年4月20日、旭山動物園の入園料は令和9年4月29日などの例外を設けております。

次に、3、見直しによる影響額につきましては、令和6年度決算ベースで試算いたしますと、使用料が5億円の増、そのうち、旭山動物園の入園料が4億円の増となっております。手数料が4.4億円の増、そのうち、ごみ処理手数料が2.7億円の増で、合計9.4億円の増となっております。

なお、資料の使用料・手数料の見直し案は、条例ごとの状況と使用料、手数料の一覧となっております。

続きまして、資料の使用料・手数料の見直し案における変更点を御覧ください。こちらは、本年2月に御報告いたしました修正案からの変更点となっております。利用者や事業者への影響等を考慮いたしまして、屋外スポーツ施設やごみ埋立処分手数料などの適用時期を変更したほか、項目の廃止、除外を行ったものになりますが、本委員会所管の使用料、手数料の変更はございませんので、詳細の説明は省略させていただきます。

使用料・手数料の見直し案につきましては、来月開会予定の第2回定例会に関連議案を提出してまいりたいと考えております。

最後に、本日の報告につきましては、民生、経済建設、子育て文教の各常任委員会におきましても、資料を配付するとともに同様の報告をすることとしております。

続きまして、地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂版)の策定について御報告させていただきます。

本件は、先ほど御説明いたしました使用料、手数料の見直しと重なる内容もありますことから、併せて取組を進めてきたものであり、昨年11月と本年2月17日の本常任委員会におきまして、改訂案に対する意見提出手続や市民説明会等の市民参加の実施状況等について御報告をさせていただきました。その後、附属機関であります行財政改革推進委員会での審議や、行財政構造改革推進本部会議を経まして、本年4月30日付で策定したところでございます。

本実施計画改訂版につきましては、配付資料の地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂版)、また、その概要版、3つ目といたしまして、参考、地域集会施設の貸室(令和8年4月現在)のこ

の3つで整理をしております。この内容につきましては、昨年11月の本常任委員会におきましてお示しした改訂案の内容から変更はございませんので、詳細の説明は省略させていただきます。

今後は、第2回定例会におきまして、各所管部局が本計画に関連する施設設置条例の改正議案の提出を予定しております。議決をいただいた後、本年10月から、本計画に基づきまして、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針を踏まえた共通の使用料や減免基準の設定など、施設の効率的な活用に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、本件報告につきましても、地域集会施設として関連がございますことから、民生、経済建設、子育て文教の各常任委員会におきまして、資料を配付するとともに同様の報告をすることとしております。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 今、使用料、手数料の見直しということと、地域集会施設の活用に関する実施計画ということで、2つの報告を受けたんですけど、それぞれについて質疑をさせていただきたいというふうに思います。

まず、使用料、手数料の見直しについて伺います。多くの使用料、手数料が引き上がるというプランが示されていると思います。去年ぐらいから頭出しされた計画ですけれども、今年になってからさらに、中東情勢の悪化によって大幅に物価が上がっているというふうな認識を私は持っているんですけども、市としては、この点についてどのようにお考えなのでしょうか。

○小澤行財政改革部次長 中東情勢の対応につきましては、国において、ガソリンや軽油、あと灯油価格等の上昇に対する緊急的な激変緩和措置を講じているほか、現在、国レベルで燃料油や石油製品の安定供給の確保等に向けて、原油の代替調達確保など、様々な取組、対策が行われているところでございます。一方で、市内の中小企業者からは、中東情勢の不透明さから、塗装用のシンナーの価格が急激に上昇している、あと、必要な原料、材料が入手できないといった声が寄せられております。

本市といたしましては、引き続き、国の動向や市民の暮らし、あと地域経済への影響を注視していく必要があるというふうに認識をしております。

○まじま委員 今、述べられましたように、資材の不足、資材の高騰というのが、もう市内では起きているということなんですね。

旭川民主商工会が4月に、市に対して緊急の要望書を提出しました。4月23日だと記憶しているんですけど、その際、市は、これから状況を調査するというものであります。既に3月から物価高騰という兆しが出ていたにもかかわらず、4月になって、これからという対応に、業者の皆さんは大変怒り心頭でした。それで、その後、様々な調査が進んでいるかと思いますが、どのような状況なのか、把握されているのでしょうか。

○今田行財政改革部財政課主幹 所管の経済部に確認いたしましたところ、事業者への聞き取り調査につきましては、4月22日以降、随時行っているところであり、5月15日現在で71の事業者、事業組合等からお話を伺っております。

事業者の声といたしましては、先ほども次長のほうから御答弁させていただきましたが、仕入価格が高騰している、資材の調達が難しくなっているといったものが多い状況でございます。

○まじま委員 今の答弁を聞いたら、物価高騰の影響が出ているということなんですね。

今、見直してということで、今日は報告を受けていますけど、10月から、あるいは来年の4月からということで、使用料、手数料が上がるとのことなんです。こうした状況の中で、本当に見直すこともなく実施していいのか、この点について見解を伺いたと思います。

○小澤行財政改革部次長 今回の使用料、手数料の見直しは、本市が定める「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づく定期的な見直しでございまして、サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保する観点から行うものでございます。

昨今の人件費や物価の上昇に伴い、サービスの提供に必要なコストは年々増加しており、将来を見据えた責任ある財政運営を行っていくためには、先送りができない取組であるというふうに考えております。これまでも、市民説明会や意見提出手続などを行いながら、市民の皆様からも一定の御理解をいただいているものと認識しておりますので、使用料、手数料の改定を行うことについては御理解をいただきたいというふうに考えております。

○まじま委員 使用料、手数料のことを聞くと、決まって、さっきの報告の中でもありましたけど、受益と負担の適正化という言葉が使われます。その考えで、ごみ袋まで引き上げようとしている計画ですよ。物価高でこっちもコストがかかっているんだから、上げさせてもらいたいというようなことなのかなというふうにしか聞こえないんですね。かかっているコストをそのまま市民にスライドして、転嫁しているような図式になっているというふうに私は受け止めているわけです。市民は、高い税金を払っているわけですよ。今は、さらに日常生活が物価高騰で、非常に大変な思いをしている。その上で、使用料、手数料まで上げるのは、市民に対して二重、三重の苦しみを強いているのではないかとこのように思うわけです。改めて行政の立ち位置を考えると、地方自治法第1条の2には、住民の福祉の増進を図ることというのが基本なのではないでしょうか。もう一度立ち返る必要があると思いますけれども、この点についての見解を伺いたしたいと思います。

○三宮行財政改革部長 今のまじま委員からの御質問でございますけども、繰り返しになりますけども、これまでいろんな声を聞いておりますし、また、4月23日の民主商工会の緊急要望のときには同席をさせていただきまして、非常に切実な声があったかなというふうに思っております。例えば、資材が入ってこない、あるいは工事が終わらないので、代金回収ができなくて大変だということを経営者さんから直接、耳にしたところです。また、先ほど答弁させていただいたとおり、今、経済部のほうでも、いろんな業界に、状況を把握するために聞き取りをしているところです。そういった状況の中では、やはり、これまで、コロナ禍で大変経済情勢が悪かったというのがありました。その後に物価高騰がやってきて、さらに今、中東情勢ということで、ずっとこの間、厳しい経済情勢だとか、生活者にも大きな影響が及んでいるということは認識をしております。

ただ、このタイミングで、使用料、手数料の見直しをもう一回見直すべきではないかという御質問でございますけども、これにつきましては、やはり、人件費や物価の上昇に伴いまして、いろんなコストが上がっています。私たちとしても、それを全て市民や事業者負担していただくということではなくて、行政としても一定の努力をしながらではありますけども、やはり、この見直しというのは避けられないのかなと、先送りできないのかなというふうに思っています。

こういった状況の中でも、物価高騰の対策としては、今、国のほうでもいろいろ見直しだとか補正予算のことも検討が始まっておりますけども、我々としても、市としてどういうことができるのか、さきには、令和7年度及び8年度予算では、全市民一人当たり7千円の給付金だとか、学校

給食費の保護者負担の軽減なども行っておりました。そういった中で、物価高騰の対策を、しっかりと、市として何ができるのかを考えながら、また、その財源も国あるいは道、そういった事業との調整だとか、対策を見ながら、しっかりと考えていかなければならないと思っておりますので、当面は、市民生活への影響や国の対策等を注視しながら、物価対策については必要な対策を検討してまいります。この使用料、手数料の見直しにつきましては、予定どおりやらせていただきたいということで御理解いただきたいというふうに考えております。

○まじま委員 この点については、またお聞きするタイミングがあるかもしれませんが、今日、この委員会では終わりにしたいと思います。

続いて、地域集会施設の活用に関して報告がありましたので、この点についても何点かお聞きをしたいと思えます。

令和8年、2026年の10月からの第2段階の取組が中心となっていて、特に、使用料の値上げや運営時間の変更が行われる内容が含まれていると思えます。先ほども財政に質問しましたが、ホルムズ海峡の閉鎖により、また急激に物価が高騰している、そうした状況の中で、負担が増えることで、地域住民のコミュニティー活動の停滞が起こるのではないかというふうに思えますが、停滞させる要因とならないか、その点についての見解を伺いたしたいと思います。

○鎌田行財政改革部公共施設マネジメント課長 今回の計画の改訂版策定につきましては、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づく使用料、手数料の見直しと併せて実施するものでございまして、地域コミュニティー活動の主要な拠点であります地域集会施設を今後も持続的に運営していくために、施設の維持管理、運営に係るコストや利用状況等を踏まえ、見直しを行うところでございます。そうした中で、改訂案の作成に当たりましては、意見提出手続、また、市民説明会等を通じて、その趣旨、内容等について、市民の皆様にもきめ細かに説明を行いながら取組を進めてきたところでございます。

御指摘にございましたとおり、現下の社会経済情勢による物価上昇の影響も懸念されるところでございますけれども、現在、地域まちづくり推進協議会への説明を行ったところでございまして、引き続き、地域活動の中心を担います市民の皆様への理解を得られるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○まじま委員 姿勢としては、先ほどもお聞きしたのと変わらない姿勢だということが分かりました。

次に、内容に踏み込んでちょっとお話を伺いたしたいと思います。

末広公民館と東鷹栖公民館、この2つが、LED化が進んでいて、経費削減分を料金から差し引くというふうなことなんですね。一方で、LED化が行われていない施設の利用者との間で、施設の性能による料金格差が生じるようなことになるんじゃないかと思われそうですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○今田行財政改革部財政課主幹 末広公民館と東鷹栖公民館につきましては、LED化により電気料金を抑制し、使用料への転嫁を抑えることで施設を利用する市民の負担軽減を図るため、令和7年度に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、全館照明のLED化をしております。この2つの公民館の料金につきましては、交付金の趣旨である市民負担軽減の効果がより早く現れるよう、LED化により見込まれるコスト削減額を今回の料金算定に反映させたことに伴いま

して、他の公民館よりも料金の上昇を抑えることができたものでございますので、御理解いただきたいと考えております。

○まじま委員 LED化については、昨年の予算議会でも、私、質疑をさせていただいた経過があります。そのときに、行政の皆さんが何と答えられたか。市民が利用する施設のLED化により、電気料金を抑制し、使用料への転嫁を抑えることで、市民の負担軽減を図ることができると、当時の総合政策部長が答弁をされていた。今回、資料に値段設定が示されておりました。LED化されたところとそうでないところの金額の差っていうのは、10円から大きくて60円ですね。それしか変わらないというふうなことなんです。その当時、LED化の主たる目的は、施設利用者の負担軽減ではなく、公共施設の整備にあるんじゃないのと私は言ってききましたけど、まさにそういうことになっているんじゃないかなというふうに今思いました。今言ってもね、どうしようもないんだけど、市民向けに給付金を設定したほうが有効ではなかったのかなっていうことを改めて思ったところなんです。

次に行きます。地区体育センターの開館時間が午後10時までから午後9時までに短縮されるということなんですけど、この点については、利用実績がどのようになっているのでしょうか。市民の活動機会を奪うようなことにはならないのか、その点についての見解を伺いたいと思います。

○紙谷行財政改革部公共施設マネジメント課主幹 地区体育センターの開館時間につきましては、現在、同センターを定期的に利用する4団体の利用状況を確認しましたところ、午後9時以降の利用は限られていますことから、ほかの地域コミュニティ施設の開館時間に合わせて、午後9時までに変更するものであります。

なお、必要に応じて、臨時的に開館時間を変更できることとしておりますので、利用者への影響はないものと考えております。

○まじま委員 影響があるかないかは確認をさせていただきました。

概要版の6ページだったかなと思いますけど、減免基準を統一する趣旨が書かれておりました。これまで減免を受けていた団体の負担が実質的に増えるケースが出てくるのではないかというふうに思います。そういうことはあるのかなのか、お聞きしたいと思いますし、また、利用団体が費用負担を理由に活動縮小につながってしまうようなことにならないか、その点についての配慮があるかどうか、伺いたいと思います。

○紙谷行財政改革部公共施設マネジメント課主幹 減免につきましては、利用者の固定化や負担の公平性が損なわれることのないように、真にやむを得ないものに限定することを基本に、共通の基準を作成したところでありますが、現在、公民館と農村地域センターの減免対象となっている社会教育団体、社会福祉団体、地域自治団体につきましては、引き続き減免対象となるよう整理したところであります。

○まじま委員 そこを確認させていただきました。

次に、生涯学習の振興と言っている一方で、公民館については、人口減少を見据えて、現在の総量をそのまま維持することは困難だという表現もあります。単なる削減ではなく、どのように地域福祉の拠点を維持していくのが大事ではないかと私は考えます。今の時点でどんなふうにお考えなのか、お示しをいただければと思います。

また、第3段階、時期は未定となっておりますけれども、指定管理者制度への移行が検討されて

いるということで、こうした手法が前に進んでいくと、公共性や地域住民の意見が反映されにくくなる、そうした懸念はないのか、併せてお聞きをしたいと思います。

○鎌田行財政改革部公共施設マネジメント課長 地域集会施設を含みます公共建築物につきましては、今後の人口減少、また少子高齢化、厳しい財政状況等を踏まえると、施設の集約、再編等による保有量の最適化に加えまして、施設の維持管理や更新に係るコストの抑制は避けられないものと認識しているところでございます。こうした考えの下、本市では、これまで公共施設等総合管理計画や、同計画の第1期アクションプランに基づく取組を進めたところでございますけれども、現計画の期間が令和9年度末までとなっておりますことから、今後、計画見直しの中で、地域住民の皆様のお意見をいただきながら、地域活動、また地域福祉の推進を含めた課題の整理、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、地域集会施設の管理運営形態につきましては、市直営と指定管理者に分かれているところでございますけれども、現状では、管理形態によりまして、公共性や地域住民の意見が反映されていないといった事例は生じていないところでございますので、委員の御指摘の点については想定していないというところでございます。

現在、直営の施設につきましては、地域において受皿となる団体の状況、また、市民サービスへの影響を十分考慮しながら、指定管理者制度への移行をはじめとした民間ノウハウの活用で地域との協働によるサービスの向上、経費削減など、施設の効率的かつ効果的な管理運営手法についてさらに検討してまいります。

○まじま委員 市民生活は今、本当に大変な状況にあるということで質疑をさせていただきました。

行政として、実際の地域活動の現場で起きている市民の不安とか、負担増に対する思いとか、どこまで向き合っているんだろうなという私の疑問に、それを払拭できるような答弁ではなかったというふうに思います。

令和9年度末に向けた公共施設などの総合管理計画の見直しとか、今後の指定管理者制度への移行検討に当たっては、数字上の効率化だけで進めることは、決してそれだけ考えてはならないというふうに思います。どこまでも地域住民の皆さんの声に真摯に耳を傾けて、市民の利益を第一に据えた施策を実行することを強く要望して、今日における質疑は終わりたいと思います。

○高橋ひでとし委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時40分